

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月 2日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 梅山 和成

1 業務の概要

(1) 業務名 H24鳥羽運輸総合庁舎建築改修ほか1件工事監理業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、鳥羽運輸総合庁舎建具改修工事、鳥羽海上保安部浜島分室防水・外壁改修工事の工事監理及び監督補助を行う業務である。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年 3月29日

(4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象とする。
- 3) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象とする。
- 4) 2)及び3)(予定価格が500万以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 6) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページ

ドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局 総務部契約課

〒460－8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

TEL 052-953-8138 FAX052-953-8199

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の①から⑦に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑦ 当該業務の競争入札に参加しようとする者は、以下に示す工事の受注者と資本若しくは人事面において関連がないこととする。
また、以下の工事の受注者が未定のものについて、当該契約が成立した時点で、受注者と資本若しくは人事面において関連がある場合は競争参加資格を失うものとする。
なお、協力事務所においても同様とする。

・工事の受注者：

H24鳥羽運輸総合庁舎建築改修ほか1件工事 未定

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のア、イ又はウに該当する者である。

ア．当該業務又は工事受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設コンサルタント

イ．当該業務又は工事受注者より、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有され、又はその出資総額の100分の50を超える出資が為されている建設コンサルタント

ウ．建設コンサルタントの代表権を有する役員が当該業務又は工事受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設コンサルタント

※ (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

愛知、岐阜、三重、静岡県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、一級建築士が常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務実績のうち地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領又は地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：以下の（ア）と（イ）を同時に満たす、新築、増築又は改修工事の工事監理業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。但し、軽微な業務は除く。（軽微な業務とは契約金額100万円未満の業務をいう）

（ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設 ※1

（イ）構 造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ※2

類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築、増築又は改修工事の工事監理又は設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに

完了している実績。但し、個人住宅及び軽微な業務は除く。（軽微な業務とは100万円未満の業務をいう） ※2

※1 類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

※2 構造とは、新築の場合は1棟の構造、増築の場合は増築部分の構造とする。また、構造は主たる構造を指し、一部に使用している構造は対象としない。

（4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ一級建築士相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

（5）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領又は地方整備局等建築工事監理委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、協力事務所の立場で実施した業務も同種又は類似業務として認める。

同種業務：以下の（ア）と（イ）を同時に満たす、新築、増築又は改修工事の工事監理業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。但し、軽微な業務は除く。（軽微な業務とは契約金額100万円未満の業務をいう）

（ア）建物用途 庁舎、事務所又は類似施設 ※1

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ※2

類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築、増築又は改修工事の工事監理又は設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了している実績。但し、個人住宅及び軽微な業務は除く。（軽微な業務とは100万円未満の業務をいう） ※2

※1 類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設を指すものとする。

※2 構造とは、新築の場合は1棟の構造、増築の場合は増築部分の構造とする。また、構造は主たる構造を指し、一部に使用している構造は対象としない。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

平成24年11月2日現在の手持ち業務は、工事監理及び設計業務の合計が5件以下であること。

なお、手持ち業務とは管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者等として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

(7) 配置予定管理技術者及び主たる業務分野（建築分野）の配置予定主任担当技術者について以下の要件を満足すること。

・配置予定管理技術者及び主たる業務分野の配置予定主任担当技術者は競争入札参加資格申請書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ただし、配置予定管理技術者と主たる業務分野の配置予定主任担当技術者は兼務してもよい。

(8) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

(9) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①主たる業務分野を再委託する場合。

②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者であると同時に、当該協力事務所が指名停止期間中である場合。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築工事監理業務委託契約書」（平成13年2月15日国営地第3-2号）第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	告示15号による分類
建築	総合
構造	構造
電気	設備
機械	

(10) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

②入札の無効等の要件に該当した場合。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場

合。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

1)基本事項評価(企業)

2)基本事項評価(技術者)

3)技術提案書

4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価(企業)

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度(指名停止等の措置)

②基本事項評価(技術者)

業務実績、専門分野資格、CPD取得単位状況

③技術提案書

実施方針、業務実施体制

※①の項目で最大6点、②の項目で最大9点、③の項目で最大45点を加算点とする。

④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3.のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局 総務部契約課 契約第二係
電 話 052-953-8138
FAX 052-953-8199
メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入手できる。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3 (1) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (1 1) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある (入札説明書参照)。

(9) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成24年11月16日
②	入札説明書等（仕様書含む）の交付期間	平成24年11月 2日から 平成24年11月27日まで
③	申請書等の提出期間	平成24年11月 5日から 平成24年11月12日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成24年11月28日10時00分から 平成24年11月29日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成24年11月30日11時00分 中部地方整備局総務部契約課入札室